

## 会議等報告書

会議等の名称	第4回あんジョイプラン10（第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画）策定委員会
主催	高齢福祉課
日時	令和5年9月28日(木)午後1時30分から午後3時まで
場所	市役所本庁舎3階 第10会議室
傍聴人	2名
内容	別添会議資料のとおり

典礼：高齢福祉課課長

### 1 会長あいさつ

皆さんもご承知の通りこのあんジョイプランというものは、老人福祉法による高齢者福祉計画、介護保険法の介護保険事業計画を合わせて、あんジョイプランと呼んでいます。この二つを合わせて計画を検討するのは適当であろうということです。

前回は1章から4章までをご検討いただき、ご意見いただいたことは反映しているということです。今回は、前回の修正点に加え、第5章以降をご検討いただくということですので、ぜひご意見をいただきたいと思えます。

### 2 議題

資料1（あんジョイプラン10計画案）を説明

（1）あんジョイプラン10（計画案）について（第1章～第7章）

資料①あんジョイプラン10について

事務局：あんジョイプラン10計画案を資料①を使って説明

まず、はじめに、資料①についてです。計画案の変更点や第5章以降の内容について、まとめた資料となっております。第1章から第4章では、前回の策定委員会でいただいた意見を反映しました。

また、あんジョイプランの上位計画である「地域福祉計画」「総合計画」との整合性を図りました。さらに、国の方針や新しく成立した認知症基本法と孤独・孤立対策推進法を加味した内容としています。

前回お示しできていなかった重点項目を記載し、8月に実施した作業部会・幹事会の意見も取り入れて修正しています。

そして、新規として第5章から第7章の素案がまとまりました。

内容については、主に保険料の算定と施設整備の内容となっております。

簡単ではありますが、以上が、資料1の主な内容となっており、計画案の変更概要です。詳しい説明は資料②を使って説明します。

## (2) 資料②あんジョイプラン10【計画案】

資料2あんジョイプラン10計画案をご用意ください。

資料2で赤文字になっている部分が前回お示しした案からの主な変更点です。この赤文字の部分を中心に説明させていただきます。

まず、1P目の1行目ですが、経過年数が、20年となっておりますので、「23年」に変更しました。そして、同じく1P目の真ん中「地域共生社会の実現に向け」という文章がありますが、こちらは、国の基本方針と地域福祉計画に合わせて記載しました。

次に、一番下から3行目の「複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯に対応できる相談体制の強化、高齢者の抱える孤独・孤立等への様々な支援、介護予防の推進を目指して策定しました。」という文章については、国の基本方針、地域福祉計画、孤独・孤立対策推進法を参考に盛り込みました。

8Pは、日常生活圏域ごとの施設の状況を表しています。(4)日常生活圏域の主な介護保険サービス、老人福祉施設等を記載しました。プラン9では第5章にあったものですがこちらにうつせていなかったのがこちらの日常生活圏域の方に持ってきて、東山中学校区、安城北中学校区、篠目中学校区、安城南中学校区、というふうに、中学校区ごとにどのような施設があるのかという表となっております。前回から変更になっている部分が赤文字になっているのですが、追加された部分がございます。令和6年4月に新規開所となる施設も4つあるため、それも合わせて令和6年度の計画なので予定開所ということで記載しました。総合計の所で間違っている部分があるが事務局で訂正させていただきます。まが、日常生活圏域設定図で、こちらは前回も示しましたが新規開所予定の所があり同じ施設で2種類開所するところがあるので図では3つになっている。

30Pの1行目・2行目に総合計画の目指す都市像である、「ともに育み、未来へつなぐ しあわせ共創都市 安城」を載せました。

続きまして、同じ30Pの真ん中に「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受

け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現」という文章は、地域福祉計画に合わせて変更しました。そして、同じ30Pの一番下の基本理念ですが、文字を大きくし目立たせました。

次の31Pについて、安城市では、総合事業において介護予防とフレイル予防を一体的に実施しているため1・2にあった「若い時期からのフレイル予防を推進する」を1-1介護予防と生活支援の充実のところへ、移動しました。

次の32P1行目の「複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯に対応できる相談体制を強化する」という文章は、地域福祉計画に合わせて変更しました。

同じ32Pの下から4行目「各種データ実績等を用いて取り組みの成果を確認し、計画の進行状況を評価して、今後の事業等に生かす」は、評価という文字が2回使われていたので、修正しました。

33P計画の体系の表中に重点欄がありますが、重点施策としたものに●(くろまる)をつけております。重点施策は、国の基本方針や地域福祉計画を参考にしながら、計画期間において特に注力して課題の解決にあたる取り組みを基本目標ごとに位置づけました。基本目標に対して1つずつ選択しております。

34Pでは、重点の位置づけについてとまた、それぞれの重点について本市の状況や今後の方向性を記載しました。

35Pから第4章となります。数値目標を持っている個別事業について、令和8年度の目標値を記載しました。一部10月にならないと記載できない部分がありますので、目標値の記載か所にその旨を記載しています。また、決まり次第記載します。地域福祉計画において、高齢者の移動支援が取り上げられておりますので、あんジョイプランでも移動支援について盛り込んでいます。

41Pの施策内容の2つ目、「買い物代行や通院の付き添い、ごみ出しなどの小さな困り事を、多様な主体による有償ボランティア活動（ワンコインサービス等）などの取り組みの立ち上げや継続的な運営を金銭的、技術的に支援します。また、市内の民間事業者の社員や利用者用の送迎バスの空席を移動制約者向けに利用するなど、公民連携型の移動支援について研究します。」という文章を追加しました。

そして次の42P施策内容の2つ目も同じく移動支援の関係で、「移動が困難であっても、利用できる移動スーパー、オンラインショッピングなど既存サービスの周知及

び活用方法の啓発を行います。」という文章を載せました。

44Pの施策内容の2つ目、「認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進します。」という文章については、認知症基本法の成立を受けて、施策内容に追加しました。この認知症基本法は、2023年6月14日に国会で可決・成立し、2024年4月1日から施行される予定です。

45Pの施策の目的と施策内容の2つ目に「複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯に対応できる相談体制を強化」という文章を地域福祉計画に合わせて変更しました。

46Pの施策内容の3つすべてですが、国の補助金である努力支援交付金の関係で文章を修正しました。

また、3つ目の施策内容については、前回の委員会でご意見をいただきましたので、「入退院連携の手引き等を活用し、入退院時に多職種が適時・適切に情報共有し、連携を図りながら、本人・家族の意思決定支援を継続的に行えるよう環境を整備します。」という文章にしています。

49Pの施策内容の3つ目、赤字になっていませんが、前回の委員会でご意見をいただきましたので「愛知県の補助事業に基づき、生成AI等のデジタル技術の活用や介護ロボット導入の促進を図ります。」という文章を追加しました。前回の第4章までの主な変更点は以上となります。続きまして、第5章になります。

79Pから第5章です。介護保険事業の運営についての基本的な考え方を記載しています。プラン9と大きな変更点はありません。

80P、81Pは、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスといった各サービスの説明となっています。前回と大きな変更はありません。

82P、83Pは、あんジョイプラン9の時の計画値と令和3年・4年の実績値を比較し、各サービスの状況を記載しました。こういった掲載方法での前計画との比較は、新規の内容となります。プラン9も当時の実績値をもとに計画を立てておりますが、利用者のニーズの変化によって、計画値と乖離が生じていることがわかります。

84P、85Pは説明になるのでそのまま載せています。

86Pから91Pは、令和6年度から令和8年度のまでの次期保険料の算定と令和22年度までの推計を行っております。

86Pは、保険料算定の流れになります。

87Pは、被保険者の推計と認定者数の推計をしております。

88Pから91Pは、各サービスの利用状況から給付費を算定しております。

92Pは、推計をした結果の保険料を記載しています。第1号被保険者保険料の見込みという表の下から3行目の太線で囲まれた部分が、保険料基準額となります。

準備基金取崩額は、9億4千7百万円ほどを予定しておりますが、高齢者人口の増加や令和6年4月に特別養護老人ホーム、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護施設の新規開所を予定しておりますので、給付費の見込みが増加しており、保険料については、今までと同額の5,290円となっております。

94P一番下 誤) ※ (カッコ内は公費軽減 前 の割合と保険料額。)

→正) ※ (カッコ内は公費軽減 後 の割合と保険料額。)

95P～98Pは、施設整備計画について記載しております。令和6年4月開所の施設が多いためプラン10では、新規の整備は考えておりません。

99Pは、計画の推進体制を記載しています。

以上で、あんジョイプラン10計画案の説明は終わりとなります。

ありがとうございました。

#### 意見・質問

会長：ありがとうございました。それではご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

A委員：数点あるんですが、まず33ページ。計画体系で、重点項目のご説明があったかと思います。3番目の介護保険サービスの向上と制度の円滑な運用のところで、3-2が重点項目として挙がってるかと思いますが、なぜこの項目なのかということと、私の肌感覚的に言いますと、3-1介護人材の確保・離職防止を取り上げるべきではないかというふうに思っています。介護業界の人材難というのは、皆さんご承知の通りかと思いますが、介護人材の確保なくして適切なサービス提供はありえないと思っております。安城市としても、この取り組みを重点項目に挙げるべきではないかなと思っております。

34ページの記述も関連すると思います。

そして、49ページ。これも同じ項目になりますが、先ほど説明があった施策内容の3つ目、「愛知県の補助事業に基づき、生成AI等のデジタル技術の活用や介護ロボ

ット導入の促進を図ります」というところですが、この項目を文書で入れるのであれば、個別事業にも入ってくるのかなと思って見ていたのですが、76ページのところにも、それに関連する事業が入っていないので、この辺りをどう考えるのかなということ、感じております。

ちょっと外れるかもわかりませんが、戻りまして15ページ。住居の状況は今の説明ではなかったんですが、空き家問題がこれからどんどん出てくるかと思えます。安城市の持ち家の割合が61.8%という表記があります。これから、空き家問題をどう考えるのかという時に、この計画のどこかの項目に入っているのであればいいかと思いますが、そうでなければ、どこかで取り組むべきではないかなと感じております。以上です。

会 長：今のご意見について、事務局から何かコメントはありますか。

事務局：まず、重点項目がなぜ介護人材の確保・離職防止ではないのかという話ですが、こちらにつきましては国や県の方で取り組んでいる部分になります。市の方もそれに協力して行っているというところ。人材の確保も非常に難しい問題だと思うんですけど、的確で質の高いサービスの提供の方に注力したらどうかという意見もいただきましたし、今は愛知県の方がいろんな補助を行っているので、市としてはそうした方向で考えていきたいと思い、的確で質の高いサービスの提供を重点として選ばせていただいております。

それから、49ページの「生成AI等のデジタル技術の活用や介護ロボット導入の促進」のところですが、それに付随した事業が市にはないので、施策内容に「愛知県の補助事業に基づき」という言葉を入れさせていただきました。まだ、市の方では個別事業というものはないんですけども、愛知県が行っている取組がありますので、これを協力して進めていくということで、ここに記載させていただきました。

また、今回、15ページには、プラン9には掲載していなかった、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の表を加えさせていただきました。空き家の問題を、この計画の中に記載するかどうかについてはちょっとまだ決めきれていなくて、載せてはいない状態です。

A委員：ありがとうございます。重点施策については理解しましたが、やはり人材確保については、もう少し具体的な計画をここに盛り込むべきではないかと思えます。考え方だと思いますが、安城市は何をやっていくのかというところが、事業者に見えないと思えますので、可能であれば具体的に記載していただければと思います。

B委員：私も全く同感でして、今回一番何を聞きたかったかというのと、今後、高齢者の方が増えて、それがどれぐらいの割合になるのかと、その人たちに適切なサービスを行うために一体どれぐらいの人材が必要なのか、それに対して今どれぐらい不足しているのかということは、今の説明の中ではよくわからなくて、特に90ページを見てみますと、施設サービスの利用者数というのがあって、令和6年度から8年度まで、サービスを受ける人の人数が変わらないのですが、この数字にはものすごく違和感があります。見方が違ってるんです。22年度には、パーセンテージとしては下がっているんですね、61.5%と。今から増えてくると言っているのに、これを見ると、施設の数が変わらないから、要介護の人も増えない、これだけしか見れないというように見えます。この辺りの数字の根拠を教えてくださいということです。

事務局：阿部委員からお話あった件ですが、6年度から8年度については、6年4月にオープンする施設の提供体制を踏まえて記載しています。定員数で記載してるので、実際が変わってないというように見えますが、そういう形で記載をさせていただいています。

介護医療院については、実際に利用されている人の数をベースにしておりますが、現在市内には介護医療院はございません。市外で利用されてる人がいますので、そちらを記載させていただいております。

あと、施設サービス利用者の要介護4・5の割合が、令和12年から22年で61.7%から61.5%へと下がっていますが、これは、要介護4、5の人数は増えているのですが、施設サービス利用者数の総数がそれ以上に増えているため、パーセンテージがちょっと下がっているように見えてしまうという形になっております。

一方で、12年以降については、いろいろ制度もあるんでしょうけれども、必要になるであろうということで増やしている状況にはなるんですが、実際のところ、施設を増やすという話になった場合については、基本的には西三河南部の整備状況等にもよるところがありますが、増やさなければならぬ可能性はあると考えています。ただ、実際の要介護度別の人数などの状況によって、どういう形にするのかということは検討する必要があり、12年以降の記載は、あくまでも現段階におけるシミュレーションであり、今後必ず作りますということではありません。

B委員：ご説明ありがとうございました。現状が、この人数で、実際足りていると理解したらよろしいのでしょうか。

事務局：実際のところ、待機者を減らしていかなければならない部分もあるのですが、

6年の4月オープン時に人材確保の面で安定した提供体制を確保できるかという問題もあります。また、この120床の特養だけでなく、18人のグループホーム、看護小規模多機能型居宅介護の施設もオープンしますので、そのあたりの状況も加味しながら進めていきたいと考えています。待機者はゼロにするというのが目標にはなるのですが、なかなかそこまでは現状では難しいというところではあります。施設整備については、一応県の計画もありますので、今の状況等を県の方に伝え、今後施設整備をすべきかどうかを検討していく形になります。

会 長：よろしいでしょうか。ほかに、いかがでしょうか。

会 長：資料1に書いてありましたけども、認知症基本法と孤独・孤立対策推進法については、このあんジョイプランに取り込んでいくということによいでしょうか。

事務局：そうですね。あんジョイプランの作成は今年度なので、なかなか中身がまだ見えてこないものではありませんが、計画としてはこの次の3年間を見据えていかなければいけませんので、それらについては触れる形で記載し、実際の業務の中でも、こういういったものを加味しながら遂行していく形かと思っております。

会 長：具体的にこういうことやれと言われていた部分はありますか。

事務局：実は現場ではすでに、認知症ですとか、孤独・孤立の問題は実際におきていて、課題になってる部分だと思っていて、それが最終的に法律として動いているというところだと思っております。法律ができたからすぐにこれをやります、あれをやりますというより、現状の取組をより発展させて進めていきたいというふうには考えています。

会 長：もう一つ、介護保険料のことですが、このプランでは保険料のことは扱わないのですか。

事務局：介護保険料につきましては、今回の86ページから94ページまでの中で示させていただいております。保険料は、92ページの第1号被保険者保険料の見込みという表の中の、保険料基準額がそれにあたり、5,290円と記載させていただいております。第9期の保険料基準額を5,290円で設定させていただきたいと考えている案になっております。

会 長：介護保険の所得段階は、収入を基準としており、資産は基準にしていなくてですね。資産が非常にたくさんあるが収入が少ない方のほうが、一生懸命働いている方よりも保険料が低くなるということで、そういう不公平感があるという話があります。ここは見直したりされないのでしょうか。



事務局：会長のお話しされた部分は、94ページに記載があるような話だと思われま  
す。収入の区分によって倍率が決まっています、それで最終的に保険料が算定されま  
すよという状況です。これについても、実際には各自治体によって段階の分け方や倍率  
も様々であります。それで今示させていただいているのは8期の形になってます。実  
際には国の方で、段階をどのように分けたいか等を協議しており、ある程度の方  
針を決めるという話なのですがまだ示されていない状況ですので、今このまま載せさ  
せていただいております。

ただ5, 290円の基準額、第5段階においては、基本的なサービス量から考えると  
変わりがないであろうというのが今、事務局の考え方です。段階の判断については、  
資産はカウントされませんのであくまでも収入が根拠となります。

会 長：不公平感があるので、資産割も検討してほしいと思います。これは希望とし  
て申し上げておきます。

事務局：すみません。先ほど触れました所得段階の設定につきましては、もう少しお  
時間をいただいて、今の14段階でをもう少し変更しなきゃいけないかという点につ  
いては、パブリックコメントをする前段階においては確実に決めなきゃいけないこと  
になります。一旦は皆さんに示した上で、ご意見を伺うというふうにしたいと思っ  
ています。

会 長：安城市の14段階というのは市独自の基準ですね。

事務局：そうですね。実際に安城市は14段階を採用しています。他の町で言うと、  
上もありますし下もあります。

会 長：他にどうでしょう。

副会長：46ページの医療と介護の連携の推進というところで、2-5-3にICT  
の活用という項目があります。医療の方も医療DXが今後進んでいくという状況にあ  
り、こういうものが非常にこれから進んでいくと思います。特に医療介護連携の中  
でこのICTの活用は、コロナ禍では進んだ部分がありましたが、状況は変わってき  
ています。表の下に、サルビー見守りネット登録療養者数という指標がありますが、周  
辺の地域に比べて安城市ではこうしたものの活用がうまく進んでいません。何かの手  
を打たないと、この数が自然に増えるということはないと思います。そこでこの内容  
を、もう少し具体的に、例えば今、災害のことが言われておりますけれども、これ  
を災害時に活用するとか、そういう新しい活用を示す等、取組みが必要ではないかと思  
います。計画への記載内容はこれでいいのですが、内容を少しご検討いただければと

思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。今のICT活用の話でございますが、重層的支援体制も整備していく予定であり、ICTとの連携を視野には入れております。今後、目標として、これだけの施設を見込んでやっていく等の方向性を検討する中で、どのように経営啓発をしていったらいいか等、皆様や関係機関とも協議しながら、考えて参りたいと思っております。

会長：他にご意見はありますか。よろしいでしょうか。よろしければ一応議題としてはここで閉めさせていただきます。

### 3 野口顧問講評

野口顧問：熱心な意見、ありがとうございます。最近の介護保険に関する国の動向として、言われているところは、保険料を上げることはできないので、介護保険サービスの自己負担をふやしていこうというのが、今議論されているわけです。もう1つは、訪問介護事業所の運営が厳しいということです。これは、社協がやっている部分もあるのですが、社協も訪問介護のサービスを運営することがたいへん厳しくなっています。社協も厳しいのだから、民間事業者はより厳しい状況にあります。人材確保の問題にもつながってくるので、AIとか介護ロボットの活用ということは、取り組んでいかないと、今の状況で介護人材を確保しようとしても、介護報酬がそんなに上がるわけじゃないですから、人件費もそんなに上がっていかない。賃金も上がらないから、外国人の人たちも、日本の介護現場の仕事を選ばなくなっており、韓国や台湾に行ってしまうのが現状です。AIや介護ロボットを導入している事業所への補助金なども検討していく必要があると思います。

それから、私が、介護予防とフレイル予防は切り分けた方がいいですよということを申し上げていました。フレイル予防は要支援になる前の人の予防、介護予防は要介護になる前の人の予防ということです。だからここを切り分けておかないと、フレイル予防までを介護保険の中でやるということになってしまいます。

12ページに、要支援1から要介護5までの人数が出てきてますけれども、これからこれをどう管理して、どうマネジメントしていくかということが重要だと思います。

### 4 その他

事務局：はいありがとうございます。また検討させていただきたいと思っております。

れでは続きまして次第の4、その他に記載させていただきましたが、次回の開催は令和5年11月10日金曜日、午後1時30分から、市役所本庁舎3階の第10会議室で開催させていただきます。

#### 5 閉会のことば（部長）

近藤部長：本日はお忙しい中、この策定委員会の方にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。いろいろなご質問、ご意見等、いただいておりますので、次回までに、盛り込める部分につきましてはしっかりと盛り込んで、また、説明させていただきたいと思います。また、お話の中にもありました保険料につきましても、いろいろ説明、ご相談をさせていただくと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。